

2006年11月21日
札幌地区連合 発第58号

札幌市長 上田 文雄 様

連合北海道札幌地区連合会
会 長 山 本 廣 和

2007年度

札幌市予算編成へ向けての要求書

安心・安全・公正な暮らしが実感でき自立する街「さっぽろ」を形成するために

2007年度札幌市予算編成へ向けての要求

安心・安全・公正な暮らしが実感でき自立する街「さっぽろ」を形成するために

貴職の札幌市政及び市民生活安定に向けた日夜を違わぬご奮闘に、心より敬意を表します。

また、常日頃より当連合北海道札幌地区連合会の諸活動に対し、深いご理解とご協力を賜りますことについて厚く御礼を申し上げます。

さて、札幌市は現下の厳しい市政運営を乗り切るために「持続可能な財政構造への転換」を図るとし、全事業に対する点検精査を「選択と集中」という視点を堅持し取り組むとしています。これに対して、札幌市の景気動向はマクロ的視点においては中央の回復・好景気基調が反映せず、また雇用情勢の不安定さによる消費動向の停滞等を要因して、未だに「冷え込み」の状態にあります。

個別事業の動向を考察しても2005年6月迄の決算における黒字企業が過去最低の状況下であり、また2006年9月までの企業倒産件数も2005年(268件)の9割強(240件)までに達する等、好景気を期待するとは言い難い状況であります。

唯一、札幌市内の2005年一年間の設立企業数が、この10年間で最高数の2064社に達したことが評価されますが、法改定に伴う小規模稼働によるものが大半で現況に大きく影響するものとはいえません。

かかる構造的不況に近い状況が影響し、札幌市の人口増加率は戦後最低の3.2%(188万863人)となっていますが、この中の、「結婚しない若者」の増加傾向は早急に解決すべき課題と認識されます。

未婚率では、男性の25歳～29歳が72.8%、30歳～34歳では48.6%に達しています。

また、女性の25歳～29歳は64.9%、30歳～34歳では40.0%を記録しています。

何れも前年より6.9ポイントから14.5ポイント上昇しています。加えて「少子高齢化」がさらに進む状況にあり、総人口に占める割合では15歳未満が12.4%で前回は1.2ポイント、15～64歳は70.1%で前回は0.5ポイント下回っています。逆に65歳以上は17.3%と2.9ポイント前年を上回っています。従って札幌市民の平均年齢は42.3歳と前回より2.2歳高い状況にあります。

このような状況から札幌市は当面の厳しい財政運営は回避しがたいものと位置づけ、10月5日に発表した2007年度「予算編成方針」では、155億円の収支不足を見込み、各局に今年度当初比5%の経費削減を求め予算編成作業に臨むべく指示をしております。

しかしながら、全事業予算に対して一律削減の編成をなされたのでは現状の市民生活に重大な支障を来します。「選択と集中」の視点を、しっかりと堅持し、必要な事業、守るべき水準については十分な予算措置が必要と考える処であります。

私たちは、現在の地域生活について三つの大きな不安が存在すると指摘しています。

その不安の一つは「安心の欠如」で、地域で生活する上でのセイフティーネットである保険制度や年金制度等の運用と適用に生ずる不具合であります。二つ目には「安全の欠如」が挙げられ、子どもや高齢者の生活のみならず地域生活者たる労働者の安全も危険に晒されている状態にあります。何れも、生命の喪失に結びつく内容で、以前では考えられない程の頻度で発生しています。第三には「公正の欠如」が挙げられ、期限付雇用契約者(非正規雇用者)の増大と固定化が象徴的な現象となっています。

若年者を中心に広がるパートアルバイトといった期限付雇用形態はそのまま雇用市場に定着し、可動性低収入労働力として、新たな階層を形成しつつあります

連合北海道札幌地区連合会は、札幌市においては、2007年度予算編成へ向けた政策策定にあたり、市政運営上の厳しい諸事情はあるものの、地域生活の不安を解決しつつ、同年度を札幌市民の自立した市政運営確立の端緒とすべきと考えます。

以上の観点から、私どもは、札幌市が『安心・安全・公正な暮らしが実感でき自立する街』となることを目指し、2007年度札幌市予算編成へ向けて次のとおり要求致します。

札幌市に於かれましては、厳しい財政事情のもとではありまするが、種々御賢察のうえ特段の措置を講じられ、誠意あるご回答をなされますようお願い申し上げます。

1. 安心して働き、自立して暮らせる経済都市札幌の形成のために

(1) 公正企業の誘致と支援

札幌市への企業誘致にあたり、公正な事業活動と市民福利の向上に資することを遵守すべく、次の項目の履行を事業者にも周知徹底されたい。

- ① 労働関係法令を遵守すること。
- ② 従業員につき地元からの雇用を最優先とすること。
- ③ 雇用契約を雇用期間の定めのない契約とすることを基本とすること。
- ④ 札幌市において公正な生活水準を確保できる労働条件を確保すること。
- ⑤ 事業所撤退の際の混乱回避策について事前に提示すること。

(2) 中小企業の積極的支援と安定経営に向けて

中小企業アドバイザー事業につき、登録者・分野について拡充し中小企業運営の積極的支援と安定経営を図ること。

(3) 札幌市型コミュニティービジネスの推進について

地域や市民ニーズに応えるコミュニティービジネスの創設・拡大について、次の取り組みを推進すること。

- ① 現行のコミュニティー型建設業創出事業の周知と拡充。
- ② 除雪の単独、通年事業化。
- ③ 商店街の活性化対策。

(4) 札幌市型観光産業の育成について

- ① 市民と札幌市が主体となり、観光関連民間事業者を協力者として札幌市来客者数2000万人達成に向けたプロジェクトを策定し推進すること。
- ② 市民と札幌市の協働による札幌市集客資源開発事業を創設し、既存の観光施設の再配置も含めた観光資源開発を実施すること。
- ③ 集客観光ソフト事業の創設を図るため、文化スポーツ事業と観光事業の有機的連携を図ること。
- ④ 札幌市観光事業の推進に伴う生産波及効果の増大の必要性を施策の中で数値を以て示すこと。

(5) 札幌市への新幹線延伸について

札幌市への新幹線延伸にあたり次の点に十分に配慮した施策を検討すること。

- ① 市民生活への新たな財政的負担を生じるものとならないこと。
- ② 札幌市のまちづくり施策に合致するものであること。
- ③ 札幌市の生活環境に負荷をもたらすものではないこと。
- ④ 所謂「北海道の札幌一極集中傾向」を助長するものではないこと。

(6) 健康・文化産業の育成施策について

- ① 芸術文化に関する事業の産業化施策を推進すること。
- ② 衛生健康促進に課する事業の産業化施策を推進すること。

(7) 札幌型農産業の育成施策について

- ① 札幌ブランドのより一層の開発とマーケットの確保を図ること。
- ② 以下の項目を採り入れた多面的事業の開発を図ること。
 - i) 若年者の就業体験
 - ii) 食育事業
 - iii) フードリサイクル事業
 - iv) 市民参加型農業推進事業等レンタルファーム事業
- ③ 移住者を含む就農者の確保施策を図ること。

(8) 活力ある経済活動における市民のセイフティーネット施策について

- ① 悪質事業者・商法による市民救済対策を図ること。
- ② 累犯・再犯防止施策の周知を徹底すること。

2. 安全を確保して、自立して暮らせる健やか都市札幌の形成のために

(1) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の徹底した周知を図ること。
- ② 高齢者福祉施設の要資格業務に従事する労働者につき無資格者を配置せぬよう当該施設管理者に強く指導すること。
- ③ 高齢者福祉施設に勤務するパートタイマー及び派遣労働者等の期限付き雇用契約労働者の労働条件を正規職員の労働条件と均等な処遇とするよう当該施設管理者に指導すること。
- ④ 高齢者福祉施設の適正運営を図るため次の事項の履行を高齢者福祉施設管理者に指導すること。
 - i) 施設利用者、その家族及び労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。

- ii) 施設の適正運営につき強く指導すること。
- ⑤ 高齢者の養護者の日常生活、精神及び権利確保等に関する不安について支援の強化を図ること。
- ⑥ 札幌市における「福祉灯油手当」の支給の実現に向け、北海道へ申し出ること。

(2) 障がい者福祉施策の充実について

- ① 障がい者福祉施設の要資格業務に従事する労働者につき無資格者を配置せぬよう当該施設管理者に指導すること。
- ② 障がい者福祉施設に勤務するパートタイマー及び派遣労働者等の期限付き雇用契約労働者の労働条件を正規職員の労働条件と均等な処遇とするよう当該施設管理者に指導すること。
- ③ 障がい者福祉施設の適正運営を図るため次の事項の履行を障がい者福祉施設管理者に指導すること。
 - i) 施設利用者、その家族及び施設労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。
 - ii) 施設の適正運営につき強く指導すること。
- ④ 障がい者の養護者の日常生活、精神及び権利確保等に関する不安について支援の強化を図ること。
- ⑤ 障がい者の法定雇用率達成事業所に対するインセンティブを拡充し障がい者雇用の促進を図ること。
- ⑥ 小規模作業所等、障がい者の就労、交流に資する施設の自立運営促進を図るため、法人への転換、人材の確保、事業販路の確保等について支援を図ること。
- ⑦ 障がい者を含む全ての市民の共生を目的とする、障がい者差別の禁止条例の制定に向け検討すること。

(3) 介護保険制度の充実について

介護保険制度の充実に向け介護労働者の適正労働条件確保につき、国、道及び事業者団体と連携し次の内容を取り組むこと。

- ① 厚労省通達（2004年8月27日 基発第0827001号）の内容について事業主に周知しその内容の遵守を徹底すること。
- ② 介護労働者の現行賃金につき、生活維持困難と介護従事者の育成確保に困難な内容であり、早急改善が必要であることを国へ上申すること。
- ③ 介護労働者の労災事故防止について徹底した周知を行い、当該事故に関する労災適用を推進すること。
- ④ ホームヘルパーのメンタルヘルスケアに資するため、札幌市内に複数の当該相談所を早期に設置すること。

- ⑤ 介護サービス利用者、その家族及び介護労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。

(4) 「社会的ひきこもり者」に関する対策について

- ① 事業所が把握する「社会的ひきこもり者」に関する状態について札幌市の統計的資料としてまとめること。
- ② 「社会的ひきこもり者」を生じさせない為の予防プログラム及びその職場復帰プログラムについて検討し、教育現場及び札幌市を含む各事業所への啓発事業として周知をすること。

(5) 子どもの健全な育成施策について

- ① 改正児童福祉法施行に基づく児童福祉司の配置につき大幅な増員につとめ、人材育成を図ること。
- ② 児童福祉司の当面の人材確保につき、再任用等の活用や民間人材及び地域人材による児童福祉司補完員制度を早急に検討すること。
- ③ 保育事業運営に対する苦情窓口につき、地域の人材を活用し設置すること。
- ④ 育児休業制度の拡充・導入等の子育て支援に積極的に取り組む事業者に対するインセンティブを拡充し地域協働の子育て施策を図ること。
- ⑤ 児童館、空き教室及び公的施設等を利用する、子ども見守り安全対策事業につき、地域の人材を活用し検討すること。
- ⑥ 子どもの職業・職場に対する教育について、年齢・学齢に応じて体験型と議論型の視点を採り入れ検討すること。

3. 公正基準を確保して、自立して暮らせる自治安定都市札幌の形成のために

(1) 市民労働者の生活基準確保施策について

次の項目を、国・道及び事業者との連携により、事業主に対する札幌市主導の啓発事業として取り組むこと。

- ① 事業主が従業員の新規又は中途採用を実施する場合に年齢条項撤廃すること。
- ② 事業所に定める定年年齢を延長すること。
- ③ 事業所に於ける従業員の処遇に就き、均等待遇を推進すること。
- ④ 法令遵守に基づき健全な職場を形成すること。

(2) 「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例（案）」の制定について

連合北海道札幌地区連合会の提案する「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例（案）」の実現に向け取り組むこと。

(3) 市民労働者のセイフティーネット施策について

- ① 札幌市と市民の協働により、多岐にわたる労働相談と就労に関する相談体制・機構を早期に確立すること。
- ② 札幌市と近隣5市（石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市）及び市民団体との協働による企業労働市場に関する懇談会の実施について検討すること。

(4) 清掃委託事業者の公正労働条件の確保について

清掃委託事業者の公正労働条件の確保について、別紙の施策をもって、実現に向け取り組まれない。

(5) 札幌市就業サポートセンターの事業内容強化について

札幌市就業サポートセンターの取り組む事業に就き、国、道及び市民との協働推進を勘案しつつ、次の内容を加えること。

- ① 北海道労働政策審議会が北海道に対して答申した内容に基づき、若年者及び求職者の就業関連サポート事業として、基礎的労働関係法令の周知教育を事業化すること。
- ② 札幌市就業サポートセンター、同施設内にて業務を運営する民間事業者の団体及び国と市民との現状の労働市場に関する意見交換事業に取り組むこと。

以上